

2009年2月17日

環境大臣 齋藤鉄夫様

石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会御中

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
会長 中村寛

救済給付の指定疾病拡大に関する要請書

お世話になります。

石綿健康被害救済制度は、立法・行政を通じて、すき間のない救済、労災の対象とならない被害者の救済を原則にするとされました。すでに救済制度発足時に、アスベスト由来の疾病をすべて救済すると約束されており、救済法改正の国会論議でも、指定疾病追加を前提に判定基準を検討中と答弁されたものの、あまりに時間がかかりすぎているといわざるを得ません。

下記のとおり、要請いたします。

1 ただちに救済給付の指定疾病に石綿肺を加え、労災制度における石綿疾病をすべて救済対象にしてください。特に、職業ばくろ（自営業者など）の石綿肺は、厚生労働省のじん肺管理区分決定制度を活用するなど、効率的・合理的に救済をはかってください。

別添のとおり、重篤な石綿肺なのに労災がきかず、救済給付も支給されないで困っている方々が現実にはいますので、現実を踏まえただちに救済してください。

2 肺がんの救済が遅れていることは、中央環境審議会でも指摘されてきました。肺がんの判定基準は、労災認定基準と異なりばくろ要件を踏まえていないので、石綿ばくろ要件も判定基準に入れ、救済を促進してください。